

# 社会福祉法人るりがくえん定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設るりがくえんの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人るりがくえんという。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山口県山口市鑄銭司10812番地1に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員2名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
ただし、外部委員の2名が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 次に掲げる者は、評議員になることができない。

- (1) 法人
  - (2) 精神の機能障害により職務を適正に執行するにあたって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
  - (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (5) 社会福祉法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散時の役員
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。
- 4 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ）の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員は無報酬とする。

(評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第10条 この法人の評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

### 第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 事業計画及び収支予算
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 法人の解散
- (11) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の互選で選出する。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

- 第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、社会福祉法又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。
  - 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第72条、第73条第1項及び第74条の規定は、社会福祉法人に準用する。この場合において、同法第72条及び第73条第1項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもって」と、同法第74条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
  - 4 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

- 第20条 社会福祉法第40条第1項に掲げる者は、役員になることができない。（社会福祉法第44条第1項「・・・役員について準用する」）
- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
  - 3 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
    - (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
    - (2) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
    - (3) 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

4 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

5 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。

また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 理事長が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

5 前項に規定する場合において、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、山口市長は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事長の職務を行うべき者を選任することができる。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事への報告義務)

第23条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務)

第24条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(社会福祉法第45条の14第1項ただし書きに規定する場合にあっては、同項ただし書きの規定によ

り定められた理事) に対し、理事会の招集を請求することができる。

- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第25条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第26条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(役員任期)

第27条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 理事又は監事は、5第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第30条 この法人の理事及び監事は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の免除)

第31条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第32条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般法人法第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

2 「あらかじめ定めた額」は、責任限定契約書において定めるものとする。

(職員)

第33条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に挙げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な厚生労働省令で定める体制の整備

(開催)

第36条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の開催の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が理事会の招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、理事長が日時及び場所並びに議事に附すべき事項を明示し、理事会の日の少なくとも1週間前までに理事及び監事に案内して招集する。ただし、前条第3号の規定により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。
- 3 理事長は、前条第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

- 第41条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 設立当初の財産中、基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された資産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した資産
- 3 この法人の基本財産は別表1のとおりとする。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに別表1に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

### (基本財産の処分)

- 第42条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を経て山口市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山口市長の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
  - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### (資産の管理)

- 第43条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

### (事業計画及び収支予算)

- 第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともにインターネットに公表するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(会計年度)

第47条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第48条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係わる議決権の行使)

第50条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を必要とする。

## 第7章 解散

(解散)

第51条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第53条 この法人の定款を変更しようとするときは、評議員会において評議員総数(現在数)の3分の2以上の決議を得て、山口市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山口市長に届け出なければならない。

## 第9章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから理事会が選定する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定によるものとする。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、社会福祉法人りがくえんの掲示場に掲示するとともに、官報又はインターネットに掲載して行う。

(施行細則)

第58条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 小 河 正 儀 理 事 古 野 守 人 理 事 村 上 修 好  
理 事 光 尾 芳 人 理 事 野 原 清 司 監 事 小 林 新 蔵  
理 事 中 村 政 一 理 事 池 田 キヨシ 監 事 山 内 秀 之

附 則 この規定は、昭和45年11月6日から施行する。

附 則 この規定は、昭和50年7月31日から施行する。

附 則 この規定は、昭和58年1月29日から施行する。

附 則 この規定は、平成5年1月4日から施行する。

附 則 この規定は、平成13年7月12日から施行する。

附 則 この規定は、平成14年10月17日から施行する。

附 則 この規定は、平成16年2月9日から施行する。

附 則 この規定は、平成18年3月10日から施行する。

附 則 この規定は、平成18年9月13日から施行する。

附 則 この規定は、平成19年3月6日から施行する。

附 則 この規定は、平成21年4月8日から施行する。

附 則 この規定は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成23年7月16日から施行する。

附 則 この規定は、平成23年10月29日から施行する。

附 則 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成25年1月12日から施行する。

附 則 この規定は、平成25年5月29日から施行する。

附 則 この規定は、平成27年1月7日から施行する。

附 則 この規定は、平成27年4月15日から施行する。

附 則 この規定は、平成28年7月26日から施行する。

附 則	この規定は、平成28年10月31日から施行する。
附 則	この定款は、平成29年4月1日から施行する。
附 則	この定款は、平成29年4月1日から施行する。
附 則	この定款は、平成29年11月13日から施行する。
附 則	この定款は、令和2年5月8日から施行する。
附 則	この定款は、令和2年6月30日から施行する。
附 則	この定款は、令和3年2月1日から施行する。
附 則	この定款は、令和4年6月8日から施行する。
附 則	この定款は、令和5年5月30日から施行する。

## 別表1

### (1) 土地

①	山口県山口市鑄銭司字大平山 10812 番 1	所在の宅地	1 筆	2,910.02 m <sup>2</sup>
②	山口県山口市鑄銭司字大平山 10808 番 2	所在の宅地	1 筆	4,036.00 m <sup>2</sup>
③	山口県山口市鑄銭司字大平山 10809 番 1 山口県山口市鑄銭司字大平山 10814 番 3 山口県山口市鑄銭司字大平山 10810 番 山口県山口市鑄銭司字大平山 10813 番	所在の山林	4 筆	5,453.00 m <sup>2</sup>
④	山口県山口市鑄銭司字大平山 10808 番 1 山口県山口市鑄銭司字大平山 10815 番	所在の保安林	2 筆	21,080.00 m <sup>2</sup>
⑤	山口県山口市鑄銭司字杉原 3476 番 6	所在の宅地	1 筆	396.12 m <sup>2</sup>
⑥	山口県山口市鑄銭司字東杉原 3496 番 2	所在の宅地	1 筆	905.80 m <sup>2</sup>
⑦	山口県山口市鑄銭司字東杉原 12394 番 8 山口県山口市鑄銭司字東杉原 12394 番 17 山口県山口市鑄銭司字東杉原 12394 番 19	所在の雑種地	3 筆	136.68 m <sup>2</sup>
⑧	山口県山口市鑄銭司字大平山 10812 番 5	所在の宅地	1 筆	1,016.10 m <sup>2</sup>
⑨	山口県山口市宮野上字湯尾 778 番 2 山口県山口市宮野上字湯尾 782 番 2 山口県山口市宮野上字湯尾 782 番 4			

山口県山口市宮野上字湯尾 783 番  
 山口県山口市宮野上字湯尾 784 番  
 山口県山口市宮野上字井手口 1080 番  
 山口県山口市宮野上字下宮ケ浴 1107 番  
 山口県山口市宮野上字下宮ケ浴 1107 番第 1  
 山口県山口市宮野上字下宮ケ浴 1109 番  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1112 番 2  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1114 番 4  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1115 番  
 山口県山口市宮野上字出合 1129 番 1  
 山口県山口市宮野上字岡 1221 番 2

所在の宅地 1 4 筆 13,573.21 m<sup>2</sup>

⑩ 山口県山口市宮野上字上宮ケ浴 1102 番  
 山口県山口市宮野上字上宮ケ浴 1104 番  
 山口県山口市宮野上字下宮ケ浴 1105 番  
 山口県山口市宮野上字下宮ケ浴 1106 番  
 山口県山口市宮野上字下宮ケ浴 1107 番 2  
 山口県山口市宮野上字下宮ケ浴 1108 番  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1113 番 3  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1114 番 1  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1114 番 2  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1114 番 3  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1117 番 2  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1118 番 1  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1118 番 2  
 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1118 番 3  
 山口県山口市宮野上字畔高 1127 番 3

所在の雑種地 1 5 筆 7,132.98 m<sup>2</sup>

⑪ 山口県山口市宮野上字岩川 10617 番 1  
 山口県山口市宮野上字岩川 10617 番 3  
 山口県山口市宮野上字岩川 10619 番 2  
 山口県山口市宮野上字岩川 10619 番 3  
 山口県山口市宮野上字岩川 10619 番 4  
 山口県山口市宮野上字岩川 10620 番 1  
 山口県山口市宮野上字石溝 10795 番 2  
 山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10804 番  
 山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10805 番  
 山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10806 番  
 山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10807 番  
 山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10811 番 3

	山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10812 番 3			
	山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10813 番			
	山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10814 番			
	山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10815 番			
	山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10816 番			
	山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10817 番			
	山口県山口市宮野上字宮ケ浴 10818 番			
	山口県山口市宮野上字上宮ケ浴 12433 番 3	所在の山林	2 0 筆	16, 898. 91 m <sup>2</sup>
⑫	山口県山口市宮野上字今井手 631 番 2			
	山口県山口市宮野上字岩川 10620 番 2	所在の鉱泉地	2 筆	102. 68 m <sup>2</sup>
⑬	山口県山口市鑄銭司字東杉原 12394 番 10			
	山口県山口市鑄銭司字東杉原 12394 番 13			
	山口県山口市鑄銭司字東杉原 12394 番 14			
	山口県山口市鑄銭司字東杉原 3496 番 5	所在の宅地	4 筆	379. 47 m <sup>2</sup>
⑭	山口県山口市宮野上字今井手 10616 番 1			
		所在の宅地	1 筆	1, 475. 92 m <sup>2</sup>
⑮	山口県山口市宮野上字今井手 10616 番 4			
	山口県山口市宮野上字今井手 629 番 1			
	山口県山口市宮野上字下入野 638 番 2	所在の雑種地	3 筆	3, 362. 00 m <sup>2</sup>
⑯	山口県山口市陶字糸根 806 番 1	所在の宅地	1 筆	915. 33 m <sup>2</sup>
⑰	山口市宮野上字岩川 10619 番 5	所在の公衆用道路	1 筆	16 m <sup>2</sup>
	山口市宮野上字岩川 10619 番 6	所在の井溝	1 筆	66 m <sup>2</sup>
⑱	山口県山口市鑄銭司字銅座 2251 番 1			
	山口県山口市鑄銭司字銅座 2251 番 2			
	山口県山口市鑄銭司字銅座 2252 番			
	山口県山口市鑄銭司字銅座 2253 番 1	所在の山林	4 筆	3, 906. 00 m <sup>2</sup>
	山口県山口市鑄銭司字銅座 2253 番 3	所在の宅地	1 筆	142. 32 m <sup>2</sup>
⑲	山口県山口市鑄銭司字杉原三 10806 番			
	山口県山口市鑄銭司字杉原三 10807 番 2	所在の保安林	2 筆	12, 386. 00 m <sup>2</sup>
⑳	山口県山口市宮野上字下入野 639 番			
	山口県山口市宮野上字下入野 640 番			



		1階	1,366.22 m <sup>2</sup>
		2階	974.50 m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板・ルーフィング葺3階建		3階	433.74 m <sup>2</sup>

附属建物	符号2	居宅	57.00 m <sup>2</sup>
	符号3	居宅	57.00 m <sup>2</sup>
	符号4	居宅	67.95 m <sup>2</sup>
	符号5	居宅	67.95 m <sup>2</sup>
	符号6	居宅	67.95 m <sup>2</sup>
	符号7	居宅	70.20 m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平屋建			
	符号9	機械室	11.52 m <sup>2</sup>
コンクリートブロック造スレート葺平屋建			

- ⑦ 山口県山口市宮野上字上宮ケ浴 1102 番地  
 ポンプ室 家屋番号 1102 番  
 鉄筋コンクリートブロック造スレート葺平屋建 18.30 m<sup>2</sup>
- ⑧ 山口県山口市宮野上字下宮ケ浴 1108 番地、1109 番地、1105 番地  
 更衣室 家屋番号 1108 番  
 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 92.25 m<sup>2</sup>

- ⑨ 山口県山口市宮野上字鳶ケ迫 1115 番地、1115 番地先無番地、  
 1114 番地 1、1114 番地 1 先無番地  
 山口県山口市宮野上字下宮ケ浴 1109 番地、1107 番地  
 寄宿舎 家屋番号 1115 番
- |                     |  |    |                       |
|---------------------|--|----|-----------------------|
|                     |  | 1階 | 367.88 m <sup>2</sup> |
| 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建 |  | 2階 | 332.38 m <sup>2</sup> |

附属建物	符号1	機械室	5.33 m <sup>2</sup>
	符号2	物置	5.51 m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平屋建			
	符号3	更衣室	1階 54.67 m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建		2階	54.67 m <sup>2</sup>
	符号4	便所	9.60 m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建			

- ⑩ 山口県山口市鑄銭司字東杉原 12394 番地 10、12394 番地 13  
 るりがくえんグループホーム 居宅 家屋番号 12394 番 10
- |  |  |    |                      |
|--|--|----|----------------------|
|  |  | 1階 | 82.81 m <sup>2</sup> |
|--|--|----|----------------------|

- |   |  |    |                        |
|---|--|----|------------------------|
|   | 木造スレート葺2階建   | 2階 | 82.81 m <sup>2</sup>   |
| ⑪ | 山口県山口市宮野上字下宮ヶ浴 1109 番地<br>山口県山口市宮野上字鳶ヶ迫 1113 番地 3、1114 番地 2、1114 番地 3<br>作業所 家屋番号 1109 番<br>鉄骨造ビニール板葺平家建 |    | 214.20 m <sup>2</sup>  |
| ⑫ | 山口県山口市宮野上字今井手 10616 番地 1<br>居宅 家屋番号 10616 番 1 の 1<br>木造スレート葺平家建  |    | 66.90 m <sup>2</sup>   |
|   | 居宅 家屋番号 10616 番 1 の 2<br>木造銅板葺平家建  |    | 154.02 m <sup>2</sup>  |
| ⑬ | 山口県山口市鑄銭司字東杉原 3496 番地 2<br>るりがくえん第3グループホーム グループホーム 家屋番号 3496 番 2   | 1階 | 92.19 m <sup>2</sup>   |
|   | 木造スレート葺2階建   | 2階 | 48.43 m <sup>2</sup>   |
| ⑭ | 山口県山口市鑄銭司字大平山 10808 番地 1、10810 番地、10813 番地<br>障害者支援施設るりがくえん 寄宿舍 家屋番号 10808 番 1 の 3                       | 1階 | 1557.54 m <sup>2</sup> |
|   |  | 2階 | 1402.33 m <sup>2</sup> |
|   | 鉄筋コンクリート造瓦葺3階建   | 3階 | 35.90 m <sup>2</sup>   |
|   | 多目的ホール<br>附属建物 符号 1 講堂   |    | 172.87 m <sup>2</sup>  |
|   | 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建  |    |                        |
| ⑮ | 山口県山口市鑄銭司字東杉原 3496 番地 2<br>るりがくえん第4グループホーム グループホーム 家屋番号 3496 番 2 の 2                                     | 1階 | 92.19 m <sup>2</sup>   |
|   | 木造スレート・セメント板葺2階建   | 2階 | 43.46 m <sup>2</sup>   |
| ⑯ | 山口県山口市鑄銭司字東杉原 3496 番地 2、12394 番地 8<br>るりがくえん第5グループホーム グループホーム 家屋番号 3496 番 2 の 3                          | 1階 | 92.19 m <sup>2</sup>   |
|   | 木造スレート・セメント板葺2階建   | 2階 | 43.46 m <sup>2</sup>   |
| ⑰ | 山口県山口市鑄銭司字東杉原 3496 番地 2、12394 番地 8<br>るりがくえん第6グループホーム グループホーム 家屋番号 3496 番 2 の 4                          | 1階 | 103.62 m <sup>2</sup>  |

	木造スレート・セメント板葺 2階建	2階	43.46 m <sup>2</sup>
⑱	山口県山口市鑄銭司字大平山 10812 番地 1 るりがくえんリサイクル作業場 作業所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	家屋番号 10812 番 1 の 5	112.00 m <sup>2</sup>
⑲	山口県山口市鑄銭司字銅座 2251 番地 1 るりがくえん食品加工場 作業所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	家屋番号 2251 番 1	96.00 m <sup>2</sup>
⑳	山口県山口市宮野上字下宮ヶ浴 1109 番地 山口県山口市宮野上字鳶ヶ迫 1113 番地 3、1114 番地 2、1114 番地 3 るりがくえん紙器加工場 付属建物 符号 1 作業所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		96.00 m <sup>2</sup>
㉑	山口県山口市宮野上字鳶ヶ迫 1113 番地 3、1114 番地 2、1114 番地 3 るりがくえん椎茸加工作業場 作業所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	家屋番号 1113 番 3	60.00 m <sup>2</sup>
㉒	山口県山口市鑄銭司字大平山 10808 番地 1、10815 番地他 るりがくえん女子棟(増築) 木造瓦葺 2階建	寄宿舍 家屋番号 10808 番 1 の 4 1階 175.98 m <sup>2</sup> 2階 154.32 m <sup>2</sup>	
㉓	山口県山口市鑄銭司字銅座 2253 番地 1、2251 番地 1、2251 番地 2、2252 番地、 2253 番地 1 地先 山口県山口市鑄銭司字杉原三 10807 番地 2 作業棟(倉庫) 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 符号 1 便所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	家屋番号 2253 番 1 1,582.08 m <sup>2</sup> 21.92 m <sup>2</sup>	
㉔	山口県山口市陶字下糸根 806 番地 1 るりがくえん第 7 グループホーム グループホーム 木造合金メッキ鋼板葺 2階建	家屋番号 806 番 1 1階 113.57 m <sup>2</sup> 2階 47.88 m <sup>2</sup>	